

山梨県立大学看護学部研究ジャーナル要項

(平成22年4月1日制定 看護4302号)

(目的)

第1条 この要項は、山梨県立大学看護学部（以下「看護学部」という）及び山梨県立大学大学院看護学研究科（以下「看護学研究科」という）において、研究業績を発表する学術論文集に関する必要事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 前条に規定する学術論文集は、これを山梨県立大学看護学部研究ジャーナル（以下「ジャーナル」という）と称する。

(編集)

第3条 ジャーナルの編集は、看護学部学術情報・ジャーナル編集委員会（以下「編集委員会」という）が行う。

(発行)

第4条 ジャーナルは年1回定期的に発行することを原則とする。ただし、特別に必要があると編集委員会が認めたときは、看護学部教授会（以下「教授会」という）の議を経て、臨時にこれを発行することが出来る。

(投稿資格)

第5条 ジャーナルへの投稿資格者は次の通りとする。

- 1 看護学部在籍する専任の教員
- 2 看護学部の専任教員を含む共同研究者（ただし筆頭著者は看護学部専任の教員）
- 3 看護学研究科在学者及び修了者
- 4 看護学部臨床講師及び看護学研究科臨床教授・准教授・講師
- 5 その他編集委員会が投稿を依頼した者

(掲載内容)

第6条 ジャーナルに掲載する論文は未発表のものとし、その内容は次の通りである。

- 1 総説：特定のテーマについて、多面的に知見を集め、また文献等をレビューし、総合的に学問的状況を概説し考察したもの
- 2 原著：研究が独創的で新しい知見が論理的に示されており、学問的に意義が明らかなもの
- 3 報告：内容が原著論文には及ばないが、研究結果としての意義が大きく発表価値が認められるもの
- 4 資料：報告には及ばないが、有用な調査データや文献など参考になるもの
- 5 その他：編集委員会が適当と認めたもの

(掲載の採択)

第7条 原稿の採択、掲載順は編集委員会において決定する。

(審査)

第8条 編集委員会は投稿原稿の審査を専門分野の研究者に依頼することが出来る。

- 2 依頼された研究者は、編集委員会から指定された日時までに依頼された原稿を審査し、その結果を編集委員会に報告しなければならない。

(著作権)

第9条 ジャーナルに掲載された論文・報告等の著作権（財産権）は、公立大学法人山梨県立大学に帰属する。

(投稿基準)

第10条 投稿は、山梨県立大学看護学部研究ジャーナル投稿基準によるものとし、別に定める。

(要項の改正)

第11条 この要項の改正は、編集委員会の審議を経て、教授会で決定する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年7月9日から施行する。

山梨県立大学看護学部研究ジャーナル投稿基準

(平成22年4月1日制定 看護4302-1号)

- 1 この投稿基準は、山梨県立大学看護学部研究ジャーナル要項第10条に基づき、ジャーナルの投稿に関する必要事項を定める。
- 2 掲載内容の分類は、原則として投稿者の申告に基づくが、最終的には審査を経て看護学部学術情報・ジャーナル編集委員会（以下「編集委員会」という）が決定する。
- 3 ジャーナルに投稿しようとする者は、投稿原稿の原本の他に、査読用原稿（コピー分は氏名・所属名を書かない）を編集委員会の指定に基づいて電子データで提出する。
- 4 投稿原稿の採択が決定した時には、最終投稿原稿を電子データで提出する。
- 5 投稿原稿の執筆基準は次のとおりとする。
 - 1) 原稿は和文または英文とし、コンピュータを用いて作成する。ファイル形式は、本文及び、図表・画像の説明文は、Microsoft Word 形式、表は Microsoft Excel 形式、図・画像ファイルは Microsoft PowerPoint 形式、または JPEG 形式とする。本文、図、表、画像ファイル及び、図表・画像の説明文はそれぞれ別ファイルで作成するものとする。
 - 2) 英文原稿（英文要旨を含む）は、あらかじめ適正な校正を受けておくことが望ましい。
 - 3) 原稿は A4 版横書き、35 字×40 行に書式設定し、表紙を除く全ての原稿で 8,000 字から 20,000 字程度とする。なお、図表は A4 版大で 1,800 字、A4 版の 1/2 大で 900 字、A4 版の 1/4 大で 450 字程度に換算するものとする。
 - 4) 原稿には表紙をつける。なお、表紙のテンプレートは本学ホームページ内山梨県立大学看護学部研究ジャーナルのページよりダウンロードするものとする。
 - 5) 図表は本文とは別紙とし、本文中に挿入する箇所を原稿用紙右側欄外に朱で指定する。また、各図表の原図表に対する縮小率を必ず別紙に明記する。原則として原図はそのまま製版が可能なものとする。そのため、図表の網掛けは、濃淡が明確にできるように作成する。
 - 6) 文献は、文末に一括して記載することを原則とする（数字およびアルファベットは半角）。なお、文献表記については、以下に例を示すが、各専門分野の慣例に従うこともできる。

① 雑誌

例(1) 三宅由子：外傷後ストレス障害の測定スケール，精神科治療学，13 巻 7 号，819-824，1998.

例(2) Davidson, J. R., Hughes, D., Blazer, D. G., et al. (1991). Post-traumatic stress disorder in the community: An epidemiological study. *Psychological Medicine*, 21, 713-721.

② 単行本

例(1) 池田光幸：傷ついた心への援助－カウンセリングの基本にあるもの，105-128，
医学書院，1994.

例(2) Herman, J. L. (1992). *Trauma and Recovery: The Aftermath of Violence—From
Domestic Abuse to Political Terror*, 7-32. New York: Basic Books.

③ 電子文献

番号)：タイトル，入手日，アドレス.

例(1) ○) 平成○年 Y 県人口動態統計：Y 県医務課 HP，2010.1.12，<http://www.pref.yamanashi.jp/imuka/16193082287.html>.

- 7) (注) についても、原則として、引用文献と同様の要領によるが、各専門分野の慣例に従うこともできる。
- 8) 著者校正は、再校までとし、校正段階での原稿内容の変更・追加・削除は不可とする。
- 9) 投稿申し込み締め切り日は、原則として毎年7月末日とする。
- 10) 投稿締め切り日は、原則として10月第2火曜日とする。
- 11) ジャーナルの電子版（PDF ファイル）の体裁は、編集委員会に一任する。
- 12) 著者が別刷りを希望する場合は、各自で依頼し、費用は著者の実費負担とする。
- 13) 本ジャーナルに掲載された論文の著作権は、公立大学法人山梨県立大学に帰属する。著作権譲渡同意書に著者全員が自筆署名し、原本を最終原稿投稿時に提出するものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月9日から施行する。